

事業事前評価表

国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第五課

1. 案件名（国名）

国名：フィリピン共和国

案件名：違法薬物使用者治療強化計画

(Programme for Consolidated Rehabilitation of Illegal Drug Users (CARE))

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における違法薬物対策セクターの現状と課題

フィリピン共和国では、違法薬物逮捕者が約 120 万人(フィリピン国家警察庁 2016 年アニュアルレポート)に上るとされ、社会経済的に大きな課題となっている。当国政府は、「薬物対策国家行動計画 2015-2020」を制定し、違法薬物対策に取り組んできているが、逮捕者数に対し、治療施設の数、治療プログラム、社会復帰のための体制等が不十分な状況にある。

かかる状況下、現政権による違法薬物の取締強化により、現時点で約 1.2-2.4 万人を超える患者がリハビリセンターでの治療を必要としているとみられている。

一方で、当国全土で DOH の許認可を受けたリハビリセンターは 44 か所、収容可能人数は 3,339 人に留まることから、違法薬物使用者の治療ニーズに対応できていない。また、リハビリセンターの運営や治療プログラムも不十分な水準・内容にとどまる。当国政府は、2016 年 10 月にリハビリセンター整備・支援に係る大統領令 (Executive Order No.4 "Providing for the Establishment and Support of Drug Abuse Treatment and Rehabilitation Centers throughout the Country") を発出し、関係省庁の大臣・次官レベルからなるタスクフォース (以下、「TF」という。) を組織する等、喫緊の課題として違法薬物使用者への治療整備にあたっている。

(2) 当該国における違法薬物対策セクターの開発政策における本事業の位置づけと必要性

当国では「薬物対策国家行動計画 2015-2020」において違法薬物対策を優先度の高い事業と位置付けている。こうした取り組みを後押しし、リハビリセンターの整備、社会復帰のための中間保護施設 (ハーフウェイハウス)、これらの運営ガイドライン、効果的な治療プログラム、再犯防止策の導入等が今後必要である。違法薬物使用者治療支援計画 (以下、「本事業」という。) では現政権の重点政策である違法薬物対策分野において、速やかに DOH による違法薬物の治療体制・政策を強化することで、適切な治療が必要な違法薬物患者に対するリハビリセンターの収容能力の改善及び治療施設の非効率な運営・治療プログラム等に係る課題解決を図るもの。

(3) 違法薬物対策セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

本事業は、対フィリピン共和国国別開発協力方針 (2012 年 4 月) の一つである、「脆弱性の克服」に合致するものである。我が国および JICA はこれまで技術協力「薬物法執行能力向上プロジェクト」(2005 年~2007 年) や「ボランティア保護司活性化プロジェクト」(2008 年~2010 年) を行ったほか、「犯罪者処遇 (矯正保護)」「犯罪防止及び刑事司法 (高官セミナー)」等の課題別研修を毎年実施している。また、今後予定されている技術協力プロジェクトにおいて治療プログラムや評価体制の確立、導入を行うことで本事業との相乗効果を見込む。

(4) 他の援助機関の対応：

欧州連合 (以下、「EU」という。) が当分野において世界保健機関 (以下、「WHO」という。) 専門家を派遣し、ハーフウェイハウスの運営ガイドラインの作成を支援中。また、過去に国連薬物・犯罪事務所がコミュニティベースの治療ガイドライン整備を支援した。今後調整を行い、これらの機関による支援との連携をはかる。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、当国政府の「薬物対策国家行動計画 2015-2020」において、他ドナーと協調しつつ被援助国の制度・枠組みを最大限活用することを前提とした治療施設及び治療プログラム改善のための関連ガイドライン等の整備への財政支援を行うことにより、当国保健省による違法薬物使用者の治療体制・政策を強化し、もって同国の脆弱性の克服と生活・生産基盤の安定に寄与する。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

フィリピン国全土

(3) 総事業費／概算協力額

本年度概算協力額：1,850 百万円

支援対象プログラム全体の想定資金規模総額：0.16 億ドル（1,850 百万円相当）（3 年間総額）

概算協力額内訳：日本（JICA）：1,850 百万円（2017 年度～2020 年度の 4 年間）

(4) 事業実施スケジュール（協力期間）

・支援対象プログラム：2017 年 3 月～2020 年 7 月を予定。（41 ヶ月）

・本事業の贈与実行時期：本事業の財政支援開始は G/A 調印時（2017 年 3 月予定）とする。全政策アクションの終了（2020 年 7 月予定）をもって事業完成とする。

(5) 事業実施体制

1) 支援対象プログラム責任機関：フィリピン共和国保健省

2) 先方政府・参加ドナー共通のモニタリング・評価実施体制：今後立ち上げ予定の国内支援委員会・TF との合同モニタリング・評価を実施する。ハーフウェイハウスの運営ガイドラインに係る政策アクションは関連する支援を行っている EU と合同で行う。

3) 現地における日本側の、ドナー合同モニタリング・評価への参加体制：

日本大使館及び JICA 事務所の他、現在 DOH へ派遣中の専門家「保健アドバイザー」（2013 年～2019 年）や今後開始予定の技術協力専門家がドナー会合に参加する。

(6) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：本事業は、自ら治療費用を支払えない社会的弱者である貧困層の違法薬物使用者向けの治療施設建設を目的としている為。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：多様な患者の施設利用を妨げることのないよう、ユニバーサルデザインの導入や、多目的トイレ、女子用・男子用トイレの建設等ジェンダーに配慮するよう、当国政府に申し入れる。

(7) 他事業・ドナーとの連携・役割分担

1) 日本の他事業との連携

DOH へ派遣中の専門家「保健アドバイザー」（2013 年～2019 年）や今後開始予定の技術協力専門家が政策アクション達成の為に本事業と連携する。

2) 参加ドナーとの連携・役割分担

日本政府は、国際機関を通じた薬物対策支援を本案件と合わせて検討中である。また、EU は専門家派遣によってハーフウェイハウスの運営ガイドラインを作成中であり、本案件との連携を行う。

(8) その他特記事項

特になし

4. 外部条件・リスクコントロール

特になし。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

- (1) 過去類似案件の評価結果：インドネシア共和国で実施した円借款「開発政策借款」の事後評価結果等から、財政支援型の援助の成果発現のためには政策レベルでの議論と現場レベルでの技術協力との連携が重要であると指摘されている。
- (2) 本事業への教訓：薬物使用者への治療効果改善という成果の発現のために、本事業にて建設した施設において、技術協力により効果的な治療プログラムを導入する等の連携を取りながら進めていくとともに、国内支援委員会による施設設計ガイドライン策定への助言を行う方針である。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また、有効性が見込まれると判断される。

- (1) 妥当性：2.(2)(3)に記載の通り、本事業は当国の開発政策及び我が国の援助方針と合致している。さらに外交的観点からも、現政権の重点政策である違法薬物対策において支援を行うことにより、二国間関係の強化や国際社会における日本のプレゼンス強化に寄与する。
- (2) 有効性（支援対象プログラムの評価指標等）

①定量的効果：

指標名	基準値 (2016年)	目標値(2023年) 【事業完成3年後】
政府承認を受けた新運営・設計ガイドラインが適用されている新規建設された施設の割合(%)	0	100%

(注) 今後当国政府統計をもとに、当国政府と調整予定。適切な効果指標は協議中であり、2017年7月までに修正することを当国政府と別途文書にて合意済み。

②定性的効果：新たに建設されたりハビリセンターによって、6-12 か月間のプログラムを終えた患者が増加し、また DOH による違法薬物使用者の治療体制・対策を強化し、違法薬物使用者の減少による治安の改善や生産人口の増加をもって当国の脆弱性の克服と生活・生産基盤の安定を見込む。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

6.(2)①の通り。

(2) 今後の評価のタイミング

2017年7月までに評価指標を設定の上、事後評価時点で日本政府/JICA が評価を行う。

以上